

シティ・ジャパンのプロダクトガバナンスに係る基本理念

＜プロダクトガバナンスの目的＞

(補充原則1.【基本理念】に対応)

シティ・ジャパン(シティグループ証券株式会社、シティバンク、エヌ・エイ東京支店の両者を合わせて「シティ・ジャパン」と呼びます)のプロダクトガバナンス(お客様の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス)の目的は、「[シティの経営理念:成長と経済の発展に寄与すること](#)」及び「[シティ・ジャパンお客様本位の業務運営方針](#)」を踏まえ、シティのグローバル・ネットワークを通じた革新的な商品とサービスと合わせて、シティならではの付加価値を提供し、お客様のご成長を支援できるよう、お客様の最善の利益に適った商品提供等を確保することです。

シティ・ジャパンの役職員は、最も高い倫理基準を常に順守し、信頼の構築と維持に努める目的で、物事を決める際には、次の3つを自問するよう求めています。

1. お客様のためになるか
2. 経済的かつ社会的な価値を生み出すか
3. 責任ある企業にふさわしい決定であるか

これらが正しく行われた時、シティ・ジャパンは社会により影響をもたらすことができ、グローバルバンクとしての本領を発揮することができる、と考えています。お客様の最善の利益に適った商品提供等を確保するためにこの点を常に留意して各自行動して参ります。

＜シティ・ジャパンの顧客・商品等とプロダクトガバナンス体制＞

(補充原則2.【体制整備】に対応)

シティ・ジャパンのお客様は、日本を代表する多国籍企業や金融機関から、機関投資家、政府機関、公的機関、さらに、日本に進出している多国籍企業や日本に投資しているグローバル機関投資家まで、多岐にわたります。シティグループ証券株式会社、シティバンク、エヌ・エイ東京支店の2社を通じてコーポレート・バンキング(法人金融業務)、インベストメント・バンキング(投資銀行業務)、コマーシャル・バンキング(商業銀行業務)、マーケットツ(市場業務)、トレジャリー&トレード・ソリューション(キャッシュ・マネジメントおよび貿易金融業務)、セキュリティーズ・サービス(証券サービス)等を提供しています。

このような業務展開及びビジネスモデルを前提としたうえで、シティ・ジャパンでは市場業務を中心としてプロダクトガバナンスを統括する会議体を設置し関連業務部門から報告を受け指示を行う等により、金融商品の品質管理を適切に行ってまいります。

＜お客様の最善の利益に適った商品提供等＞

(補充原則3.【金融商品の組成時の対応】に対応)

お客様の最善の利益に適った商品提供等を確保するためには、シティのグローバル・ネットワークを通じた革新的な金融商品をお客様に積極的に提案すること(「プロダクトアウト」)に加えて、お客様の真のニーズを可能な限り把握した上で当該ニーズを踏まえた金融商品を組成し提案すること(「マーケットイン」)が必要と考えます。

金融商品の組成及び想定顧客属性の特定に当たっては、リスク・リターン・コストのバランスが適切であるかを着眼点とし、より良い金融商品を提供するためのシティ・ジャパンのプロダクトガバナンスに係る基本理念に基づき、潜在的なニーズも含むお客様の真のニーズを捉え、そのニーズに応えるためにはどのような金融商品が必要か、また、その金融商品はどのような顧客に提供すべきかを検討して参ります。

＜製販全体としての取組み＞

(補充原則3.【金融商品の組成時の対応】に対応)

シティ・ジャパンが金融商品の組成者となり、当該商品を第3者たる販売会社を通じて最終顧客や投資家に販売する場合、販売会社と建設的なコミュニケーションを行い、製販全体として顧客の最善の利益の実現に向けて取り組むことが重要と考えます。

また、シティ・ジャパンにおいて金融商品の組成及び販売が行われる場合においても、シティ・ジャパンにおける金融商品の組成部門と販売部門が連携することで、製販全体としてお客様の最善の利益の実現に向けて取り組んで参ります。

＜金融商品組成後の対応＞

(補充原則4.【金融商品の組成後の対応】に対応)

お客様に金融商品を販売した後も、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行い、販売した商品が引き続きお客様の真のニーズを踏まえたものとなっているか継続的に検証することで、組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体の中で品質管理の実効性を確保することが重要と考えます。

製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、社内の販売部門や第3者たる販売会社との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じてその後の金融商品の組成の改善等に活かして参ります。

また、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきです。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できないと判断される場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用することが重要であると考えます。

＜お客様に対する分かりやすい情報提供＞

(補充原則5.【顧客に対する分かりやすい情報提供】に対応)

シティ・ジャパンが金融商品の組成者となる場合、金融商品の商品性に関する情報についても、販売部門や第3者たる販売会社と連携して、お客様が自らに適した金融商品を選択できるよう分かりやすい情報提供に努めます。

＜プロポーショナルリティ＞

（補充原則柱書き＜プロポーショナルリティ（釣り合いの取れた方法）＞に対応）

シティ・ジャパンにおけるプロダクトガバナンスの取組みを実施する際には、コスト及び実務面のフィージビリティにも配慮する必要があります。例えば、シンプルなインデックス投資を行う金融商品については最低限の必要な対応を行う一方、複雑な又はリスクの高い金融商品については、より慎重かつ重点的に取り組むなど、プロダクトガバナンスの確保により得られる便益とそれに要するコスト等が釣り合いの取れたものとなっていることが重要です。

シティ・ジャパンの現行のビジネス・モデルを前提とした場合、上記の「複雑な又はリスクの高い金融商品」には「[デリバティブ取引に類する複雑な仕組債](#)」及び、それと同様の経済性を有する「投資信託1」が該当し、特に、当該商品を（1）一般投資家向けに直接販売する、及び、（2）第3者たる販売会社を通じてリテール顧客向けに間接的に販売する、場合については、より慎重かつ重点的に取り組んで参ります。

また、「仕組貸出」商品については、特定投資家であったとしても、近年の地域金融機関による貸出残高の増加に係る[金融庁の問題提起](#)も踏まえ、（1）製造・販売する商品が地域金融機関の真のニーズに最も合致するものであるかを勘案し、当該商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を販売前後において検証すべきであり、（2）また、特に経営体力やリスク管理基準が脆弱とみられる一部の小規模の地域金融機関に対して販売する場合については、より慎重かつ重点的に取組んで参ります。

また、規制や社会環境の変化を適宜見極め、対応が必要と判断した商品についても、より慎重かつ重点的に取組んで参ります。

＜実効性の確保＞

（補充原則柱書き＜実効性の確保＞に対応）

製販全体として顧客の最善の利益を実現する目的での第3者たる販売会社との情報連携においては、業界横断の共通フォーマットをベースとすることで実効性を確保するものとします。

金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、シティ・ジャパンの内部管理部門（例：コンプライアンス部門・内部監査部門）による検証の枠組みを整備して参ります。

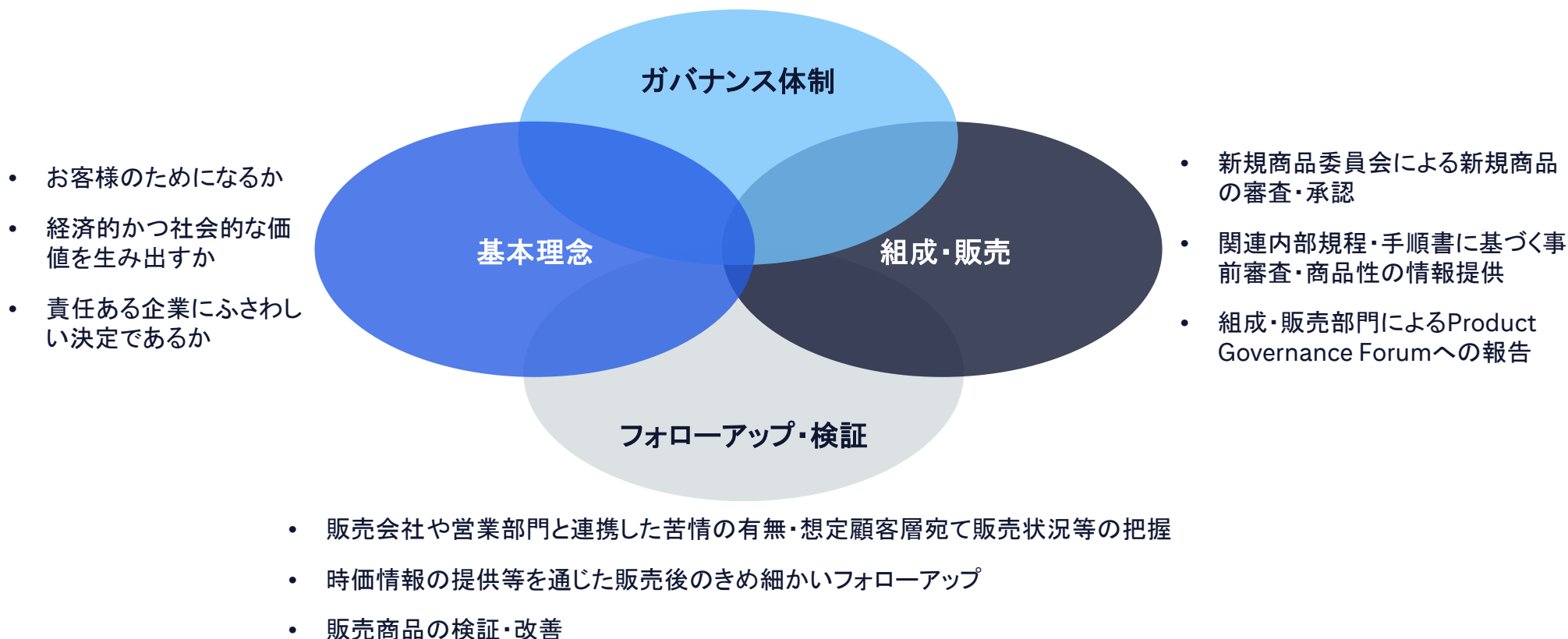
¹ 国内・海外の運用会社による組成段階においてシティグループ証券株式会社が組成のアレンジに関与する投資信託

また、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直して参ります。

以上

シティ・ジャパンのプロダクトガバナンス実践

- Product Governance Forum¹を設置
- 金融商品²の組成・販売・フォローアップの状況を報告の上、適宜、改善を指示
- 内部監査部門等による実効性検証



¹ プロポーシナリティに基づき、現時点では、マーケット（市場部門）においてのみ設置

² プロポーシナリティに基づき、(1) 一般投資家向けに直接販売する、又は、(2) 第3者たる販売会社を通じてリテール顧客向けに間接的に販売する「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」及びそれと同様の経済性を有する「投資信託」、地域金融機関向けに販売する「仕組貸出」商品、及び規制や社会環境の変化を適宜見極め、対応が必要と判断した商品、に重点を置くものとする

シティ・ジャパンのプロダクトガバナンス体制

